

## 



## くお知らせ>

<u>平成30年度</u>から、個人住民税の 特別徴収(給与からの差し引き)を 徹底します。

※府内の一部自治体では、先行して平成 28 年度から段階的に 特別徴収徹底の取組みを進めています。

(本冊子の裏面もご覧ください。)

